#### 内閣総理大臣 野田佳彦殿

2012 年 2 月 10 日 生活クラブ生活協同組合東京 理事長 吉田由美子 生活クラブ生活協同組合神奈川 理事長 荻原 妙子 生活クラブ生活協同組合 埼玉 理事長 清水 泉 生活クラブ生活協同組合 千葉 理事長 新保ちい子

### 国のエネルギー政策ならび電力行政についての意見書

3.11大震災と東京電力㈱福島第一原子力発電所事故によって、多くの方々が犠牲になり、また被災しました。震災後10カ月を経てもまだ東京電力㈱福島第一原子力発電所は収束の予測すら立たない状況にあると認識します。2012年12月に野田首相は冷温停止を発表しましたが、原子炉の中がどのようになっているか誰もわからない状況に未だにあること、放射能による土壌汚染、作物被害は徐々に広がっており、原発被災地では生活を奪われ、犠牲は計り知れないものとなっています。また現地だけでなく放射能汚染による子どもたちの健康への影響は人々の大きな不安材料となっています。

生活クラブ生協首都圏4単協(神奈川・東京・千葉・埼玉)は原子力発電に依存しない社会づくりをすすめていくことを組織として宣言し活動をすすめてきました。また限りある化石燃料や未来の世代にまで大きな不安を残し続ける原子力に頼る暮らしから、市民による持続可能な再生可能エネルギー中心の社会へのシフトをめざし、そのはじめの一歩として共同で「生活クラブ風車」を建設し、エネルギーの自給運動にチャレンジをすすめています。

私たちは、これまでの原発依存から脱し、地球温暖化対策にも貢献する、再生可能エネルギーを拡げ、 持続可能な環境、社会を次世代に手渡すことが、国の義務であり責任でもあると考えます。再生可能エネルギーを中心とした社会の実現にむけては市民や事業者の努力だけでなく、国のエネルギー政策、電力行政を変えていくことが必要と考えます。国のエネルギー政策を転換し、脱原発を推進し、そのために以下の政策の検討を早急にすすめることを要請致します。

#### 1.発送電の分離と、効率的送電管理システムの構築をすすめること。

1) 電気の供給は「発電」「送電」「配電」の3つ事業によって成立しています。日本はその3つがすべて全国9社(沖縄含めると10社)の電力会社が独占しています。先進国の中で日本だけです。海外では電力の自由化がすすんでいて、市民が電気の種類を選択して契約できることが当たり前です。しかし、現在、日本では、電力会社と契約する時に電気の種類を選ぶことができません。電気事業法では特別高圧または高圧受電で契約電力が原則として50kw以上でないと契約先の選択ができない規定と

なっています。

- 2) 独占市場のもとで形成されてきた電力会社による地域独占体制が足枷となって、3.11 大震災の際、東日本の電気需給ひっ迫に対して西日本の発電所を機能させることができませんでした。地域独占の結果、送電網がいびつな形となり電力の安定供給に致命的な問題を孕んでいることが明らかとなりました。
- 3) また、送電線への接続の制限があり、再生可能エネルギーの普及の障害にもなっています。
- 4) 発電事業と送電事業を別にすることで、発電事業や送電事業、配電事業への民間企業や非営利組織の参画や、再生可能エネルギーの大量導入がしやすくなります。消費者も電力会社を選択することが可能になります。

# 2.再生可能エネルギーの全種・全量・固定期間・固定価格買取制度の義務化と再エネの優先接続を施策とすること。

- 1) 2011 年 8 月 26 日に「電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立しました。再生可能エネルギー推進の一歩として評価します。
- 2) 2012 年 7 月から固定価格買取制度のスタートにむけた買取期間や価格等については、第 3 者委員会 (調達価格等算定委員会)で審議し、経済産業大臣が 2012 年 3 月までに告示することになっていま す。
- 3) 法案では家庭用太陽光発電の買取については余剰買取のまま、更に送電網への接続義務は「正当な理由」と「電力の安定供給に支障を来たすおそれがある場合」は買取を拒むことができるとしています。
- 4) 再生可能エネルギーが国内で 4%しか普及していない状況、法案が骨抜きにならないように再生可能エネルギーの全種、全量、固定期間、固定価格買取を義務化することあわせて再エネの優先接続を施策として法案の主旨を貫徹し、再生可能エネルギーの普及をめざすことが必要です。

#### 3.統括原価方式の電気料金体系を見直すこと。

- 1) 統括原価方式は、サービスの提供に必要な費用と適正利潤を予め設定する方式です。コスト減で売上・利益を減らし、コスト増で売上・利益を増やすための経営効率化の動機付けにはならない特徴があります。
- 2) 必要な費用に適正報酬率をかけたもので、電力会社の必要な費用の中には原発コストも組み込まれていて、いくらコスト増になってもそのコストを電気需要者に転嫁して儲かるしくみと認識しています。日本は先進各国の中でも比較的高い電気料金です。
- 3) 統括原価方式による電気料金体系は消費者に負担を強いるしくみですのでこの方式を廃止し、発送電分離とあわせて自由化による競争と電力会社が自助努力するしくみに転換してください。

#### 4.事業者に対する電気料金体系を見直すこと。

1) 日本の電気消費量の 3/4 は企業で家庭は 1/4 以下です。消費量のピークは午後 2 時~3 時でこの部分の 91%は企業が消費しています。電気は貯めることができない特性をもっていますので、消費量のピークにあわせて供給する必要が発生しています。

- 2) 家庭の電気料金は使うにつれて高くなるように設定されています。しかし事業者の電気料金は基本料金が高い分、1kwhの価格は一定です。その結果、使えば使うほど値段が安くなっていく仕組みです。
- 3) 統括原価方式の電気料金体系を見直し、電力の自由化をすすめると同時に産業用の電気料金を消費量のピーク時料金を高くする料金体系に変更することで、省エネがすすみピーク時の電力消費量が減り、原子力発電等が不要になります。またCO2の削減にもつながります。事業者に対する電気料金体系を見直してください。

## 5. 電気小売の自由化を一般家庭(低圧電力)まで広げ、市民が電気の供給契約する際の電気の種類(エネルギー)を選択できる仕組みに転換すること。

- 1) 現状では電気の小売自由化は原則 50 k w以上の特別高圧、高圧で基本契約している事業者までになっています。その割合は全体電力量の約 60%です。
- 2) 低圧電力(家庭や小規模事業者)まで電気小売の自由化をすることで個人の基本的な選択の自由を保障することができます。選択の自由は人が生きていく上での基本的な権利ですし、自治の基本となるべきものです。
- 3) ドイツでは電気を小売する事業者は電気の契約時に電源の種類と割合を明示することが法律で義務付けられており、消費者の選択の自由化が保障されています。またそのことが再生可能エネルギーの普及につながっています。
- 4) 日本は電力会社10社による発電、送電、供給が独占的におこなわれており、市民が自ら選択する ことができません。電気小売の自由化を一般家庭(低圧電力)まで広げ、市民が電気の種類を選択 できるしくみに転換してください。

#### 6.電気事業法によるインバランス制度を廃止すること。

- 1) インバランス制度は電気の系統安定のため、電気の一部小売自由化の開始に伴ってつくられた制度です。 特定規模電気事業者に対して供給量と需要量を一致させる義務を課しています。
- 2) インバランスを 30 分単位で 3%以内に収めることを義務づけています。(30 分同時同量) 違反すると送電線を所有している電力会社に高額な違約金を支払わなくてはなりません。30 分単位で供給量と需要量を一致させる義務なため再生可能エネルギーの普及を阻害し、また再生可能な生グリーン電力を行う場合の阻害要因になっています。
- 3) 再生可能エネルギーは発電量が不安定と言われていますが、優先接続を基本として再生可能なエネルギーごとの特性を生かし、多様な再生可能エネルギーを広げ、エネルギー源における再生可能エネルギーのシェアを高めることでアンバランスは解消します。

再生可能エネルギーの中期的な導入目標を明示し、達成のためにインバランス制度を廃止することを提案 します。

以上